

# 鳥取県公報

本書ノ大きサハ國定規格A五判

昭和二十七年十月二十九日  
二月一日  
第二千二百八十二号  
金曜日

### 主 要 目 次

- ◇告示 天神野土地改良区設立認可  
松くい虫等が附着している皮付松材等の移動禁止について  
小作料の減免条件認可  
かんがい排水費等の負担について認可  
中央児童相談所倉吉支所の設置  
積雪寒冷単作地帯農業振興施設補助金交付規程の反当共済金額、共済掛金率及び賦課率等の一部改正  
道路の位置指定  
ニューカッスル病予防に関する移入禁止区域
- ◇農業委員會告示 未開墾地買収計画の設定について

### 告 示

◇鳥取縣告示第三十四号

東伯郡南谷村大字松河原石田泰三外十九名の者より申請のあつた天神野土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第一項の規定により、昭和二十七年一月二十六日認可した。

昭和二十七年二月一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三十五号

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）第五條第一項の規定により、松くい虫等が附着している皮付松材等の移動禁止に関する事項を次のように定める。

昭和二十七年二月一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ当ル）  
火金 曜日發行（時ハ翌日）

昭和二十七年二月十一日  
第二千二百八十二号

（昭和四年四月十五日）  
第三種郵便物認可

一

一 区域及び期間

鳥取県一円

昭和二十七年四月 一日から

昭和二十八年三月三十一日まで

二 松くい虫等の種類

1、きくいむし科に属する害虫

2、ぞうむし科に属する害虫

3、かみきりむし科に属する害虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫等が附着してゐる皮付松材及び伐採木の枝  
篠を移動しないこと。

◇鳥取縣告示第三十六号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第九條ノ四の  
規定により左記の通り小作料の減免條件について認可し  
た。

昭和二十七年二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一、認可年月日 昭和二十六年七月四日

二、申請をした市町村農業委員会の名称

鳥取市美保地区農業委員会

気高郡東郷村農業委員会

三、認可をした小作料の減免条件

当該土地の小作料の額が「農地調整法第九條ノ八」に規  
定する額を超える場合には、小作料は、その部分だけ減  
額される。また災害その他特別の事由がある場合にお  
いて貸主および借主の協議がととのつたときまたは、  
協議がととのわなくても農業委員会が借主の小作料の  
減額請求を相当と認めるときには、減額する。減すべ  
き額について貸主および借主の協議がととのわない場  
合は、農業委員会が農業災害補償法の適用によつて借  
主が受けるべき利益の程度を考え、貸主の利益を公平  
に調整して定めた額による。

四、認可をした減免条件を適用する農地の所在

昭和二十六年七月四日現在各村農業委員会の地域内に

在る農地の賃借地全部

◇鳥取縣告示第三十七号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第九條ノ七に  
おいて準用する同法第九條ノ四の規定により左記の通り  
かんがい排水費、修繕費、及び改良費の負担について認  
可した。

昭和二十七年二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一、認可年月日 昭和二十六年七月四日

二、申請をした市町村農業委員会の名称

鳥取市美保地区農業委員会

気高郡東郷村農業委員会

三、認可をしたかんがい排水費、修繕費及び改良費

かんがい排水及び小規模の開墾等についての経常費で、  
昭和二十年度の貸貸人負担額を超える部分は賃借人の

負担とする。小修繕費及び小改良費は、賃借人の負担  
とし、その他のものは、当事者の任意とする。

四、認可をしたかんがい排水費、修繕費及び改良費の負  
担区分を適用する農地の所在

昭和二十六年七月四日現在各村農業委員会の地域内  
に在る農地の賃借地全部

◇鳥取縣告示第三十八号

鳥取県児童相談所規則(昭和二十三年三月鳥取縣規則第  
十四号)第一條の規定にもとづいて児童相談所の支所を  
次のように設置した。

昭和二十七年二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、名 称 鳥取県立中央児童相談所倉吉支所

一、所 在 地 東伯郡倉吉町大字仲之町三千四百四十  
五番地一

一、設置年月日 昭和二十七年二月一日

鳥取縣告示第三十九号

積雪寒冷單作地帯農業振興施設に対する補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

積雪寒冷單作地帯農業振興施設補助金交付規程

第一條 知事は、積雪寒冷單作地帯農業振興施設に要する経費に対し、この規程により補助金を交付する。

第二條 前條に規定する経費は、左の各号に要する経費とする。

- 一、農地の改良及び拡張施設
- 二、農業生産確保施設
- 三、有畜営農普及改善施設
- 四、養蚕経営普及改善施設
- 五、林産及び林業振興施設
- 六、農村振興指導施設

2、前項各号の施設の細目、補助の交付を受けるもの、及びその補助率は別表の通りとする。

第三條 この規程による補助金の交付を受けようとするものは、申請書に左に掲げる書類を添え、正副二通を知事に提出しなければならない。

- 一、事業計画書
- 二、收支予算書
- 三、その他知事が必要と認める書類

第四條 補助金の交付を申請したものが、前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合は、あらかじめ知事に届けなければならない。

2、知事は前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは、同項の届出事項について変更を指示することができる。

第五條 補助金の交付を受けるものは当該事業に関する事業成績書、收支決算書、及びその他必要な書類を知事に提出しなければならない。

第六條 知事は、補助金の交付を受けるものに対して当該事業の施行に關し必要な指示を行い、当該事業の目的たる施設を檢査し、報告書の提出を命じその他必要

な処分をすることができる。

第七條 補助金の交付を受けるものが、左の各号の一に該当する場合には、知事は補助金の全部又は一部を交付せず又は交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一、この規程に違反したとき
- 二、第三條乃至第六條の書類に虚偽の記載があつたとき
- 三、事業の施行方法が不相当と認められるとき
- 四、支出額が予算額に比し減少したとき
- 五、その他補助金交付の目的を達成することができな

附 則

- 1、この規程は、昭和二十六年度の補助金から適用する。
- 2、昭和二十六年度分の補助金に限り、第二條第二項の規定に拘らず、知事は適当と認めるものに対し補助金を交付することができる。

別 表

農地の改良及び拡張施設

種 別	補助金の交付を受けるもの	補助率	摘 要
かんがい、排水	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に規定する事業主体	四割	一団地の受益面積がおおむね五十町歩以上但し山間部又は地形上必要な地区に於ては二十町歩以上であること
機械揚水	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に規定する事業主体	五割	同 右
区画整理	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に規定する事業主体	三割	同 右
暗渠排水	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に規定する事業主体	三割	一団地の受益面積がおおむね二十町歩以上であること
農 道	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に規定する事業主体	三割	一地区の受益面積がおおむね十町歩以上但し延長一千里以上であること
客 土	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に規定する事業主体	二割	同 右
小田延補土工	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に規定する事業主体	五割	農地開発建設工事地区以外

鳥取縣告示第四十号

昭和二十六年一月鳥取県告示第四十一号(農業災害補償法(昭和二十二法律第百八十五号)第百六條及び第百七條の規定に基づく麦の反当共済金額共済掛金率及び賦課率等について)の一部を次のように改正し、昭和二十七年産麦からこれを適用する。

昭和二十七年二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

「共済金額

「共済金額

二、四〇〇円

二、八〇〇円に改める

二、〇〇〇円

二、四〇〇円

一、二〇〇円

一、六〇〇円

鳥取縣告示第四十三号

建築基準法施行規則(昭和二十五年十一月建築省令第四十号)第八條の規定により次の通り道路の位置を指定した。

昭和二十七年二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

申請人の住所氏名	指定	場所	道路の延長	道路の巾員	道路の図面
東伯郡倉吉町大字新町一丁目二番地の一	東伯郡倉吉町大字岡田字稻荷二番の三、六七	四二番地	永田 美春 二〇、二一	東伯郡倉吉町大字葵町七二〇番	東伯郡倉吉町大字葵町七二〇番
杉根 鹿藏					

鳥取縣告示第四十八号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一條の規定による移入を禁止する区域を次のように指定し昭和二十六年八月鳥取県告示第三百五十四号(ニューカッスル予防に関する移入禁止区域の指定について)は、廃止する。

昭和二十七年二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

移入禁止区域 京都府

農業委員會告示

鳥取縣農業委員會告示第一号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十一條の規定により未墾地買収計画を定めたのでこれを昭和二十七年二月一日より同年二月二十一日まで買収計画地の所在する次の村役場において縦覧に供する。

昭和二十七年二月一日

鳥取県農業委員長 西 尾 愛 治

大山村役場